



2025年5月9日

各 位

上場会社名	株式会社 富山銀行
代表者	取締役頭取 中沖 雄
(コード番号	8365)
問合せ先責任者	総合企画部長 中嶋 尚大
(TEL	0766-21-3535)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第99期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

2025年3月28日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当行は、第99期定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性の向上及び意思決定の迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2025年6月27日(予定)

以 上

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条(条文省略)</p> <p>第4条 (機関)当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u></li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p>第5条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第19条(条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (取締役の員数)当銀行の取締役は、<u>15名</u>以内とする。 (新 設)</p> <p>第21条 (取締役の選任)取締役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第22条 (取締役の任期)取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条(現行どおり)</p> <p>第4条 (機関)当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査等委員会</u></li></ol> <p>(削 除)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>3. 会計監査人</li></ol> <p>第5条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第19条(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 (取締役の員数)当銀行の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>12名</u>以内とする。</p> <p>② <u>当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>第21条 (取締役の選任)取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第22条 (取締役の任期)取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新 設)	④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
<p>第23条（代表取締役および役付取締役）取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第23条（代表取締役および役付取締役）取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
第24条～第25条(条文省略)	第24条～第25条(現行どおり)
<p>第26条（取締役会の招集）取締役会は、取締役頭取が招集してその議長となる。取締役頭取事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ <u>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</u></p>	<p>第26条（取締役会の招集<u>通知</u>）取締役会は、取締役頭取が招集してその議長となる。取締役頭取に<u>事故がある</u>ときは、取締役会の定めた順序により他の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）がこれに当る。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の<u>必要がある</u>ときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>取締役会</u>を開催することができる。</p>
<p>第27条（取締役会の決議方法等）取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>② <u>当銀行は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示</u></p>	<p>第27条（取締役会の決議<u>の</u>方法）取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>第28条 (取締役会の決議の省略) 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第29条 (取締役への委任) 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第28条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	<p>第30条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第31条 (取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>第29条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第32条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第30条(条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第33条(現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p>
<p>第31条 (監査役の数) 当銀行の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 当銀行は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の数に満たない場合、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>前項の補欠監査役選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第33条（<u>監査役の任期</u>）<u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第34条（<u>常勤の監査役</u>）<u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第35条（<u>監査役会の招集</u>）<u>監査役会の招集通知は、会日の5日前に各監査役に対して発する。</u></p> <p>② <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</u></p> <p>第36条（<u>監査役会の決議</u>）<u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第37条（<u>監査役会の議事録</u>）<u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第34条（<u>常勤の監査等委員</u>）<u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第35条（<u>監査等委員会の招集通知</u>）<u>監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第36条（<u>監査等委員会の決議の方法</u>）<u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第37条（<u>監査等委員会の議事録</u>）<u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第38条（<u>監査等委員会規則</u>）<u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第38条（監査役の報酬等）</u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第39条（監査役の実任限定契約）</u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第40条～第41条(条文省略)</p>	<p>第39条～第40条(現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第42条～第45条(条文省略)</p>	<p>第41条～第44条(現行どおり)</p>
<p>以 上</p>	<p>以 上</p>